

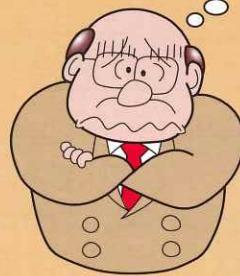
# 雇用関係のトラブルを 解決したい方のために

— 裁判所の手続 —

働いたのに  
給料を払って  
もらえない…



解雇したのが  
おかしいとは  
思わないが…



残業代を払って  
もらわないと  
困るわ…



雇用関係のトラブルを解決する裁判所の手続には、民事調停、少額訴訟、民事訴訟、労働審判など様々なものがあります。各手続にはそれぞれ特徴があり、トラブルの実情等を踏まえてどの手続を利用するのかを十分に検討することが大切です。

最 高 裁 判 所

<https://www.courts.go.jp/>

## 手 続 Q & A

Q 雇用関係のトラブルで悩んでいます。裁判所に調停又は訴訟などの申立てをしたいのですが、どのような書類が必要でしょうか？

A 申立てにあたっては、次の書類が必要です。

- ・申立書（訴訟を起こす場合は「訴状」といいます。）
- ・申立手数料（収入印紙）及び郵便切手
- ・相手方が法人の場合には、登記事項証明書

また、申立ての際には、雇用関係の詳細が明らかになる次のような基本的な書類のうち、入手可能なものを用意してください。

- ・雇用契約、賃金又は退職金の額が分かる書類  
→雇用契約書、就業規則（賃金規程又は退職金規程）、給与支払明細書、源泉徴収票、求人広告など
- ・勤務した時間又は退職した事実が分かる書類  
→出勤簿、タイムカード又は退職証明書など
- ・解雇の時期、理由が分かる書類  
→解雇通知書、解雇理由書など

## 裁判所の手続を利用する方へ

雇用関係のトラブルを解決する手続には、ご紹介した手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。

各裁判所の窓口には、裁判所における各種手続を分かりやすく説明したリーフレットのほか、調停申立書や少額訴訟手続の訴状などの定型用紙も備え付けてあり、手続の概要や申立ての方法について説明を受けることができます。

また、裁判所ウェブサイトでは、各種手続をより詳しくご紹介しており、定型書式の一部についてダウンロードすることもできますので、どうぞご利用ください。



◀詳しい説明はこちらをご覧ください。

[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui\\_minzi/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/index.html)

R4.10

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。